

◆ 住民税の主な税制改正について

住民税の均等割額が増額されます

【問い合わせ】 課税課

☎ 22-9613 FAX 22-9618



	改正前（平成 25 年度まで）	改正後（平成 26 年度から）
個人市民税	3,000 円	3,500 円
個人県民税	1,000 円	2,500 円
合計	4,000 円	6,000 円

■ 防災対策財源（復興税）

【目的】

東日本大震災を教訓として、自然災害に対して強い郷土を築くため、県や市が緊急に実施する防災・減災施策の財源を確保する臨時措置

【期間】 平成 26 年度から 35 年度までの 10 年間

【内容】 個人市民税均等割額と個人県民税均等割額のそれぞれに 500 円を加算して負担いただきます。

※所得税については、平成 25 年分から復興特別所得税が適用されています。

■ みえ森と緑の県民税

【目的】 災害に強い森林づくりと県民全体で森林を支える社会づくりのため

【期間】 平成 26 年度から

【内容】 個人では県民税均等割額に 1,000 円を、法人では県民税均等割額の 10%相当額（2,000 円～80,000 円）を加算して負担いただきます。

【問い合わせ】

○ 制度の詳細について 三重県総務部税務・債権管理課
☎ 059-224-2127 FAX 059-224-4321

○ 税の使いみちについて
三重県農林水産部みどり共生推進課
☎ 059-224-2513 FAX 059-224-2070

■ 公的年金所得者が寡婦・寡夫控除を受ける場合の申告手続きの簡素化

年金所得者が年金保険者（日本年金機構など）に提出する「扶養控除申告書」に「寡婦・寡夫」の項目が追加されました。

これに伴い、公的年金等以外の所得がなかった人が寡婦・寡夫控除を受ける場合は、個人住民税申告書の提出が不要になりました。

※年金保険者（日本年金機構など）に提出する扶養控除申告書に記載をしなかったり、申告書の提出をしなかった人は控除を受けることができませんので、確定申告書または市・県民税申告書の提出が必要になります。

■ 消費税法の改正について

4月1日から、消費税率と地方消費税率が引き上げられます。引き上げ後の税率は、消費税率と地方消費税率の合計で8%になります。経過措置や価格表示など、改正内容の詳細については、国税庁ホームページでお知らせしています。

国税庁ホームページ：<http://www.nta.go.jp/>
※詳しくは上野税務署（☎ 21-0950）にお問い合わせください。

◆ 国民健康保険に加入の皆さんへ

市・県民税の申告が必要です

【問い合わせ】 保険年金課

☎ 22-9659 FAX 26-0151



○ 所得により、保険税額が減額されることがあります

伊賀市国民健康保険では、保険税額を算定する際に、法令により定められた所得基準を下回る世帯については、均等割額と平等割額の7割、5割、2割を減額します。

○ 減額には、市・県民税の申告が必要です

減額に該当するかしなないかについては、世帯主とその世帯の被保険者全員の総所得金額などの合算額により判定しますので、収入状況が不明な人がいる世帯に

ついては、減額できません。

前年に収入が全くなかった人や、障害年金・遺族年金などの非課税所得のみの人で、市内在住のどなたにも扶養されていなかった人は、国民健康保険税の賦課資料にもなりますので、必ず市・県民税の申告を2月17日(月)～3月17日(月)までにさせていただきますようお願いいたします。

※市・県民税の申告について詳しくは、広報いが市1月5日号をご覧ください。

◆ 農業者の皆さん、老後の備えは万全ですか

農業者年金をご利用ください

【問い合わせ】 農業委員会事務局
☎ 43-2312 FAX 43-2313

老後生活は、こんなに長い！

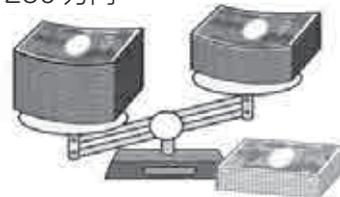
65歳からの平均余命は…



(厚生労働省平成24年簡易生命表より)

老後の家計費
年間：280万円

国民年金だけでは…
年間：158万円



年間：122万円 (1カ月あたり約10万円) 不足

老後生活は、
こんなにお金がかかる！
夫婦2人の場合

■ 農業者年金の試算額

加入年齢	納付期間	試算額 (年額)	
		性別	保険料 月額2万円
20歳	40年	男性	75.7万円
		女性	64.7万円
30歳	30年	男性	51.5万円
		女性	44.1万円
40歳	20年	男性	31.3万円
		女性	26.7万円
50歳	10年	男性	14.3万円
		女性	12.2万円

※この試算は通常加入で65歳までの付利率が2.07%、65歳以降の予定利率が、1.15%となった場合の通常加入の試算です。運用利回り2.07%は制度発足以降の11年間の運用利回りの平均です。予定利率1.15%は農林水産省告示(平成25年4月1日施行)より定められている率です。

◆ 農業者年金のメリット ◆

- 少子・高齢化時代に強い積立方式の年金
- 終身年金で80歳までの保証付き
- 支払った保険料は全額社会保険料控除
- 手厚い政策支援、保険料に国庫補助も

～農業者なら加入できます～

◇ 加入要件

- (1) 国民年金第1号被保険者であること
- (2) 農業に従事するものであること
- (3) 20歳以上60歳未満であること

◆ もう一度、医療の現場で働きませんか

ナースのためのカムバックセミナー

【問い合わせ】 経営企画課
☎ 24-1111 FAX 24-1565

【とき】

- ① 2月27日(木)・28日(金) 午後1時～4時
- ② 3月6日(木)・7日(金) 午後1時～4時

【ところ】 上野総合市民病院

【対象者】 看護師免許、准看護師免許の取得者で現在未就業中や再就職を希望する人

※4月までに看護師免許取得予定(看護学生)の人も参加できます。

【内容】 ※①②とも同じ内容

《1日目》

- 感染予防…手洗いの実習など
- 看護技術演習…採血・点滴静注・血糖測定・吸引・ME機器の取り扱いなど

《2日目》 救急蘇生法・経管栄養の基礎知識と取り扱い・医療安全

※希望により病院見学や各種相談も受け付けます。
※一時保育があります。

【持ち物】 看護師免許証のコピー

【申込方法】 電話・ファックス・Eメール

※ファックス・Eメールの場合は住所・氏名・年齢・電話番号・経験年数・受講希望日をご記入ください。

【申込期限】 開催日の3日前

【申込先・問い合わせ】

上野総合市民病院 担当：看護部 青山

☎ 24-1111 FAX 24-1565

✉ byouin-keiei@city.iga.lg.jp